

特定退職金共済制度規約

〈令和7年10月改定〉

第1章 総則

第1条 (目的)

この規約は、東京商工会議所（以下「商工会議所」という）が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規約で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規約で「退職金共済契約」とは、事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規約に定めるところにより退職給付金を支給することを約する契約をいう。

3 この規約で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規約で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金を支給すべき者をいう。

5 この規約で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払込む掛金をいう。

6 この規約で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く）をいう。

7 この規約で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金の額の計算に含める期間をいう。

8 この規約で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金をいう。

9 この規約で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額）をもとに計算される金額をいう（次頁の過去勤務一括掛金を含む）。

10 この規約で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条（解約手当金等）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される金額、および所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ）から引き渡される金額をいう。

11 この規約で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。

12 この規約で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第2章 契約の成立等

第3条 (契約の締結)

商工会議所の地区内に事業所を有する者（以下「事業主」という）でなければ退職金共済契約（以下「共済契約」という）を締結することができない。ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

2 事業主は次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。

- (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
- (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者

(3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族

(4) 加入事業主である法人の役員（使用人兼務役員を除く）

(5) 共済契約を締結している加入事業主である法人が合併し、当該合併に係る契約の相手方法人において異なる退職金制度が存在する場合において、合併前から当該異なる退職金制度の対象とされている相手方法人の従業員

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、加入させなくともよいものとする。

- (1) 期間を定めて雇われている者
- (2) 季節的な仕事のために雇われている者
- (3) 試用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) パートタイマーのように労働時間の短い者
- (6) 休職中の者

4 基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金額について加入事業主は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第4条 (掛金)

共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

2 基本掛金および過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く）は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。

3 基本掛金月額は、1口1,000円とし被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。

4 過去勤務通算月額は、1口1,000円とし30口を限度とする。ただし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし過去勤務一括掛金を除く。

5 基本掛金および過去勤務掛金として払込まれた金額（その運用による利益を含む）は共済契約者である事業主に返還しない。

第5条 (契約の申込)

共済契約の申込みは、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、毎月15日までに商工会議所に申込まなければならない。

第6条 (加入日および契約の成立)

商工会議所が、この共済契約の申込みを承諾したときは、毎月15日までに申込まれた契約については翌々月1日、16日以降月末までに申込まれた契約については翌々々月1日を加入日とし、かつその日から効力を生ずる。

2 商工会議所は、共済契約の成立後、共済契約者に「退職金共済制度被共済者証兼加入者名簿」（以下「被共済者証」という）を交付する。

3 共済契約の申込みの承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 掛金の払込

第7条 (基本掛金の払込)

共済契約者は、被共済者の加入日の属する月から、被共済者が退職（死亡退職を含む）した日または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払込まなければならない。

2 基本掛金は、所定の金融機関による預金口座振替の方法によって毎月22日に翌月分を商工会議所に払込むものとする。

第4章 退職給付金の支給

第8条 (退職給付金の種類)

この規約に基づく退職給付金は次のとおりとする。

- (1) 退職給付金
- (2) 退職年金
- (3) 遺族給付金

第9条 (退職給付金の支給)

商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、被共済者の申出により第26条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。

- 2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する【別表1】に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額に次号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する【別表5】に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

第10条 (退職年金の支給)

商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第9条に定める退職給付金に代え、【別表2】により算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

第11条 (遺族給付金の支給)

商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

- 2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する【別表1】に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額に次号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する【別表5】に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

第12条 (遺族の範囲および順位)

第10条および第11条に定める遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。
 - 3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が2人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

第13条 (退職給付金の減額)

商工会議所は、被共済者がその責に帰すべき次の各号の一つに該

当する事由により退職し、かつ共済契約者の申し出があった場合においては、退職給付金の額を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しくき損し、または職場規律を著しく乱したとき。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があったとき。
- 2 前項の規定による退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
 - 3 第1項の退職給付金減額の事由および第2項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第14条 (退職給付金減額の申し出)

共済契約者は、前条第1項の申し出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
 - (2) 被共済者の氏名
 - (3) 減額の理由となる退職事由
 - (4) 減額すべき額
- 2 商工会議所は、前条第1項の規定により退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

第15条 (支給手続)

共済契約者は、被共済者が退職したときは、次の書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届出を要し、被共済者が第26条の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書兼給付金請求書
 - (2) その他商工会議所が必要とする書類
- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。ただし、支払期日は、毎年3月・6月・9月および12月の各10日とし、各支払期日には、それぞれ支払月の前月までの年金月額を一括して支給する。
 - 3 退職給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

第5章 過去勤務期間の通算に関する特例

第16条 (過去勤務期間の通算の申込等)

事業主は、被共済者となるべき従業員について、過去勤務期間を退職給付金額の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申込まなければならない。

- 2 前項の申込みをする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。
- 3 過去勤務通算期間に年末満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨て、年単位とする。
- 4 第1項の申込みおよびその効力については、第5条および第6条の規定を準用する。
- 5 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申込みを受諾した後は変更することはできない。
- 6 第1項の申込みは、共済契約の締結時に限るものとする。

第17条 (過去勤務掛金の払込および払込期間)

事業主が第16条に基づく過去勤務期間の通算の申込みを行った場合には、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が5年

未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする)で均分した額を過去勤務掛金として毎月払込まなければならない。この場合、過去勤務掛金の払込みに当たっては、第4条に規定する掛金と同時に払込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職(死亡退職を含む)したとき、または共済契約が解除された場合には、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して払込むものとし、本条第1項に規定する過去勤務掛金の算定にあたり、過去勤務一括掛金の金額を控除するものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される資産総額に相当する金額については、以下の条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
 - (2) この共済契約の共済契約者になった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へ次に定める事項を記載した申込書を提出すること。
 - ① 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
 - ② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
 - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約を解除した年月日
 - ④ 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を商工会議所と締結した年月日
 - ⑤ その他参考となるべき事項
 - (3) 他の特定退職金共済団体と商工会議所との間に、本取扱を実施する旨を所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する協定書を締結するものとする。

第18条(退職給付金および遺族給付金の支給の特例)

過去勤務掛金の払込みが完了した被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じて【別表1】に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第9条第2項または第11条第2項に定める額は、各項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する【別表5】に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金の払込期間中に被共済者が退職した場合の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて【別表1】により計算された額および基本掛金の払込期間に応じて【別表1】により計算された額に過去勤務通算口数1口あたりの過去勤務掛金月額を乗じ、1,000円で除した額の合計額とする。
- 3 被共済者の退職が死亡によるものであるときは、その者の遺族に第1項または第2項で計算された額に基本掛金1口について10,000円を加算した額を、遺族給付金として支給する。
- 4 中小企業退職金共済法第17条の規定により、独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第9条または第11条に定める額は、各条に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する【別表5】に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の

額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 5 所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される過去勤務一括掛金の、平成25年4月1日に引渡を受けた被共済者に係る第9条または第11条に定める額は、各条に定める額に、引き渡された額を基礎として基本掛金の払込期間に対応する【別表4】に定める率に応じて算出される額を加算した額とする。

第19条(年金の支給の特例)

- 過去勤務掛金の払込みが完了した被共済者については、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上であれば、本人の申出により退職給付金に代えて退職年金を支給する。
- 2 前項により支給する年金月額、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じて【別表2】に定める金額とする。
 - 3 第10条の規定は、年金の支給の特例について準用する。

第6章 契約の解除

第20条(契約の解除)

- 商工会議所または共済契約者は、本条第2項、第3項または第4項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。
- 2 商工会議所は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。
 - (1) 共済契約者が、第7条および第17条に定める掛金の払込を怠ったとき。ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。
 - (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
 - 3 商工会議所は、次の各号に掲げる場合には、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。
 - (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
 - (2) 被共済者が、第3条第2項第3号および第4号に該当する者となったとき。
 - (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。
 - (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
 - 4 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。
 - (1) 被共済者の同意を得たとき。
 - (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。
 - 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
 - 6 第2項第1号の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

第21条(契約解除の手続)

- 商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。
- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
 - 3 共済契約者は、前条第4項第2号の規定により共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。

第22条(解約手当金)

- 共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。
- 2 解約手当金の額は、第9条に規定する退職給付金の額(過去勤務

期間を通算した被共済者については、第 18 条により計算される金額と同額とする。

- 第 20 条第 3 項第 3 号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の規定にかかわらず解約手当金は支給しない。
- 商工会議所は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金の額を減額して支給する。
- 商工会議所は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について退職金共済審査会の議を経なければならない。
- 第 2 項の定めにかかわらず、引受生命保険会社の破綻が生じた場合は、その限りではない。

第 7 章 加入口数の変更

第 23 条 (加入口数の変更)

商工会議所は、共済契約者から加入口数増加の申込みがあったときは、被共済者 1 人につき増口後の口数 30 口を限度としてこれを承諾するものとする。

- 減口については、第 20 条第 4 項各号に掲げる場合でなければ、これを承諾しない。なお、減口に際し、第 20 条第 5 項、第 6 項の規定を準用する。

第 24 条 (加入口数変更の手続)

共済契約者は、加入口数増加の申込みをするときは、被共済者の氏名および増口する加入口数を明らかにし、商工会議所に申込まなければならない。

- 第 6 条の規定は、加入口数の増口について準用する。
- 共済契約者は、加入口数を減口するときは、第 20 条第 4 項第 1 号の同意のあったことを証する書類および同項第 2 号に掲げる事情があることを証する書類を添付しなければならない。
- 第 20 条第 4 項第 2 号の規定による減口の認定については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第 25 条 (増口による給付額の算定方法)

加入口数の増加による給付額は、増加分口数については、口数増加時からの加入期間により第 9 条、第 10 条および第 11 条に定める方法に準じて算定する。

第 8 章 退職金共済制度内における通算

第 26 条 (退職金共済制度内における通算)

商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- この共済契約の被共済者であること。
- 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して 3 年以内に、商工会議所へ次に定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
 - 当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - 当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所
- ③における退職の年月日

第 9 章 管 理

第 27 条 (退職金共済の事務)

退職金共済事業に関する事務は、商工会議所共済センターにおいて取扱う。

第 28 条 (会計処理)

商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区別して処理する。

第 29 条 (積立金の運用)

商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として生命保険会社との間に新企業年金保険契約を締結し共済契約者から掛金として払込まれた金額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約の保険料として払込み、その運用を委託する。

- 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供しまたは貸付けることができない。
- 第 37 条による時効となった積立金は、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 5 号の規定により商工会議所が運用し、本制度の維持、発展のために利用するものとする。

第 30 条 (退職金共済審査会)

- 商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という）を置く。
- 審査会は、この規約において審査会の権限として定めている事項について審査する。
 - 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

第 10 章 雑 則

第 31 条 (加入期間の計算)

退職給付金の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

第 32 条 (退職給付金の端数処理)

退職給付金の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

第 33 条 (譲渡・担保の禁止)

この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

第 34 条 (報告等)

商工会議所は、この規約による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。
- 共済契約者は、第 20 条第 3 項第 1 号、第 2 号および第 3 号の規定に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

第 35 条 (退職給付金等の返還)

偽りその他不正の行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該退職給付金および解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、退職給付金および解約手当金を返還させる。

第 36 条 (規約の変更および廃止)

この規約の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、【別表 1】、【別表 2】、【別表 5】の金額および【別表 4】の支給率を改訂するものとする。

第 37 条 (時効)

この制度により受給の事由が発生してから、満 5 年以内に支払の請求をしないときは、その権利を失うものとする。

付 則 (1)

1. この規約は、昭和 53 年 3 月 1 日から実施する。

付 則 (2)

1. この規約は、平成 3 年 6 月 1 日から一部改定実施する。

付 則 (3)

1. この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から一部改定実施する。

付 則 (4)

1. この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から一部改定実施する。

付 則 (5)

1. この規約は、平成 9 年 12 月 11 日から一部改定実施する。

付 則 (6)

1. この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から一部改定実施する。

付 則 (7)

1. この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改定実施する。
2. 施行日において被共済者であった者に対する退職給付の額は、以下の合計額とする。
(1) 平成 15 年 3 月 31 日までの加入期間については、その加入期間に積立てられた保険料積立金の額を平成 15 年 4 月 1 日から退職給付金算給付金定基準日までの期間【別表 4】の年複利 1.0%で付利した額
(2) 平成 15 年 4 月 1 日から退職給付金算定基準日までの加入期間については、その加入期間に応じて【別表 1】に定める額

付 則 (8)

1. この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改定実施する。
なお、平成 15 年 4 月 1 日に定めた本規約上の早期解約控除に関する項目については、今回の改定より削除する

付 則 (9)

1. この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改定実施する。

付 則 (10)

1. この規約は、平成 24 年 10 月 1 日から一部改定実施する。

付 則 (11)

1. この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改定実施する。なお平成 25 年 4 月 1 日付をもって統合した制度の被共済者であった者については、統合前の制度における加入日を本制度の加入日とみなし、統合前の制度から引き渡される当該被共済者に係る金額を引継ぐ。

付 則 (12)

1. この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改定実施する。
2. 施行日において被共済者であった者に対する退職給付金の額は、以下の合計額とする。
(1) 令和 4 年 3 月 31 日までの加入期間については、その加入期間

に積立てられた保険積立金の額を令和 4 年 4 月 1 日から退職給付金算定基準日までの期間【別表 4】の年複利 0.7%で付利した額

- (2) 令和 4 年 4 月 1 日から退職給付金算定基準日までの加入期間については、その加入期間に応じて【別表 1】に定める額

付 則 (13)

1. この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から一部改定実施する。

退職一時金給付額表

給付額表は1口(1,000円)あたり

別表1

縦列にて加入年数、横列にて加入月数を確認し、交差した枠が給付額となります。

加入期間

(単位：円)

年数\月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	-	962	1,925	2,889	3,853	4,818	5,783	6,749	7,716	8,683	9,650	10,619
1	11,587	12,557	13,526	14,497	15,468	16,439	17,412	18,384	19,358	20,331	21,306	22,281
2	23,256	24,232	25,209	26,186	27,164	28,142	29,121	30,101	31,081	32,062	33,043	34,024
3	35,007	35,990	36,973	37,957	38,942	39,927	40,913	41,899	42,886	43,874	44,862	45,850
4	46,840	47,829	48,820	49,811	50,802	51,795	52,787	53,781	54,774	55,769	56,764	57,759
5	58,755	59,752	60,749	61,747	62,746	63,745	64,745	65,745	66,746	67,747	68,749	69,751
6	70,754	71,758	72,763	73,767	74,773	75,779	76,786	77,793	78,801	79,809	80,818	81,827
7	82,837	83,848	84,860	85,872	86,884	87,897	88,911	89,925	90,940	91,955	92,971	93,988
8	95,005	96,023	97,042	98,061	99,080	100,100	101,121	102,143	103,165	104,187	105,210	106,234
9	107,258	108,283	109,309	110,335	111,362	112,389	113,417	114,445	115,475	116,504	117,534	118,565
10	119,596	120,629	121,662	122,695	123,729	124,764	125,799	126,834	127,871	128,907	129,945	130,983
11	132,021	133,061	134,101	135,142	136,183	137,225	138,267	139,310	140,354	141,398	142,442	143,488
12	144,533	145,580	146,628	147,676	148,724	149,773	150,823	151,873	152,924	153,975	155,027	156,080
13	157,133	158,187	159,242	160,297	161,353	162,409	163,466	164,524	165,582	166,641	167,700	168,760
14	169,820	170,882	171,944	173,007	174,070	175,134	176,199	177,264	178,329	179,395	180,462	181,529
15	182,597	183,666	184,736	185,806	186,877	187,948	189,020	190,092	191,165	192,239	193,313	194,388
16	195,463	196,539	197,617	198,694	199,773	200,851	201,931	203,011	204,091	205,172	206,254	207,336
17	208,419	209,503	210,588	211,673	212,759	213,845	214,932	216,020	217,108	218,196	219,285	220,375
18	221,466	222,557	223,650	224,743	225,836	226,930	228,025	229,120	230,215	231,312	232,408	233,506
19	234,604	235,703	236,803	237,904	239,005	240,106	241,209	242,311	243,415	244,519	245,623	246,728
20	247,834	248,941	250,049	251,157	252,265	253,375	254,485	255,595	256,706	257,818	258,930	260,043
21	261,156	262,271	263,387	264,503	265,619	266,736	267,854	268,972	270,091	271,211	272,330	273,451
22	274,572	275,695	276,818	277,942	279,066	280,191	281,317	282,443	283,570	284,697	285,825	286,953
23	288,082	289,212	290,344	291,475	292,608	293,741	294,874	296,008	297,143	298,278	299,413	300,550
24	301,686	302,825	303,964	305,104	306,244	307,385	308,526	309,668	310,810	311,953	313,097	314,241
25	315,386	316,532	317,680	318,827	319,975	321,124	322,273	323,423	324,574	325,725	326,876	328,029
26	329,181	330,336	331,491	332,647	333,803	334,960	336,117	337,275	338,434	339,593	340,752	341,913
27	343,073	344,236	345,399	346,563	347,727	348,893	350,058	351,224	352,391	353,558	354,725	355,894
28	357,063	358,233	359,405	360,577	361,749	362,923	364,096	365,270	366,445	367,620	368,796	369,973
29	371,150	372,329	373,509	374,689	375,869	377,051	378,233	379,415	380,598	381,782	382,966	384,151
30	385,336	386,523	387,711	388,899	390,088	391,278	392,468	393,659	394,850	396,042	397,234	398,427
31	399,621	400,816	402,013	403,209	404,407	405,605	406,803	408,002	409,202	410,402	411,603	412,804
32	414,006	415,210	416,415	417,620	418,825	420,032	421,239	422,446	423,654	424,863	426,072	427,282
33	428,492	429,704	430,917	432,131	433,345	434,560	435,775	436,991	438,208	439,425	440,642	441,860
34	443,079	444,300	445,522	446,744	447,966	449,190	450,414	451,638	452,863	454,088	455,314	456,541
35	457,768	458,998	460,228	461,459	462,690	463,922	465,154	466,387	467,621	468,855	470,089	471,325
36	472,560	473,798	475,038	476,277	477,517	478,757	479,998	481,240	482,482	483,725	484,968	486,212
37	487,456	488,703	489,951	491,199	492,447	493,696	494,946	496,196	497,447	498,699	499,950	501,203
38	502,456	503,712	504,968	506,225	507,482	508,740	509,998	511,257	512,517	513,777	515,038	516,299
39	517,561	518,825	520,091	521,356	522,622	523,889	525,156	526,424	527,693	528,962	530,231	531,501
40	532,772	534,045	535,319	536,593	537,868	539,144	540,420	541,697	542,974	544,252	545,530	546,810
41	548,089	549,371	550,654	551,937	553,221	554,506	555,791	557,077	558,363	559,650	560,937	562,225
42	563,513	564,804	566,097	567,389	568,682	569,976	571,269	572,564	573,859	575,155	576,451	577,748
43	579,046	580,346	581,647	582,948	584,250	585,553	586,856	588,160	589,464	590,769	592,074	593,380
44	594,687	595,996	597,306	598,617	599,928	601,240	602,552	603,865	605,178	606,492	607,806	609,122
45	610,437	611,756	613,075	614,395	615,715	617,036	618,358	619,680	621,002	622,325	623,649	624,974
46	626,298	627,626	628,955	630,284	631,613	632,944	634,274	635,605	636,937	638,270	639,602	640,936
47	642,270	643,607	644,945	646,283	647,622	648,962	650,302	651,642	652,984	654,325	655,667	657,011
48	658,354	659,700	661,048	662,395	663,743	665,093	666,442	667,792	669,142	670,493	671,845	673,197
49	674,550	675,906	677,263	678,620	679,977	681,336	682,695	684,054	685,414	686,775	688,136	689,498
50	690,860	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 経済情勢または引受保険会社の配当率の変動等により、給付金額表が改定されることがあります。あらかじめご了承ください。

遺族一時金給付額表

給付額表は1口(1,000円)あたり

別表1

縦列にて加入年数、横列にて加入月数を確認し、交差した枠が給付額となります。

加入期間

(単位：円)

年数\月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	-	10,962	11,925	12,889	13,853	14,818	15,783	16,749	17,716	18,683	19,650	20,619
1	21,587	22,557	23,526	24,497	25,468	26,439	27,412	28,384	29,358	30,331	31,306	32,281
2	33,256	34,232	35,209	36,186	37,164	38,142	39,121	40,101	41,081	42,062	43,043	44,024
3	45,007	45,990	46,973	47,957	48,942	49,927	50,913	51,899	52,886	53,874	54,862	55,850
4	56,840	57,829	58,820	59,811	60,802	61,795	62,787	63,781	64,774	65,769	66,764	67,759
5	68,755	69,752	70,749	71,747	72,746	73,745	74,745	75,745	76,746	77,747	78,749	79,751
6	80,754	81,758	82,763	83,767	84,773	85,779	86,786	87,793	88,801	89,809	90,818	91,827
7	92,837	93,848	94,860	95,872	96,884	97,897	98,911	99,925	100,940	101,955	102,971	103,988
8	105,005	106,023	107,042	108,061	109,080	110,100	111,121	112,143	113,165	114,187	115,210	116,234
9	117,258	118,283	119,309	120,335	121,362	122,389	123,417	124,445	125,475	126,504	127,534	128,565
10	129,596	130,629	131,662	132,695	133,729	134,764	135,799	136,834	137,871	138,907	139,945	140,983
11	142,021	143,061	144,101	145,142	146,183	147,225	148,267	149,310	150,354	151,398	152,442	153,488
12	154,533	155,580	156,628	157,676	158,724	159,773	160,823	161,873	162,924	163,975	165,027	166,080
13	167,133	168,187	169,242	170,297	171,353	172,409	173,466	174,524	175,582	176,641	177,700	178,760
14	179,820	180,882	181,944	183,007	184,070	185,134	186,199	187,264	188,329	189,395	190,462	191,529
15	192,597	193,666	194,736	195,806	196,877	197,948	199,020	200,092	201,165	202,239	203,313	204,388
16	205,463	206,539	207,617	208,694	209,773	210,851	211,931	213,011	214,091	215,172	216,254	217,336
17	218,419	219,503	220,588	221,673	222,759	223,845	224,932	226,020	227,108	228,196	229,285	230,375
18	231,466	232,557	233,650	234,743	235,836	236,930	238,025	239,120	240,215	241,312	242,408	243,506
19	244,604	245,703	246,803	247,904	249,005	250,106	251,209	252,311	253,415	254,519	255,623	256,728
20	257,834	258,941	260,049	261,157	262,265	263,375	264,485	265,595	266,706	267,818	268,930	270,043
21	271,156	272,271	273,387	274,503	275,619	276,736	277,854	278,972	280,091	281,211	282,330	283,451
22	284,572	285,695	286,818	287,942	289,066	290,191	291,317	292,443	293,570	294,697	295,825	296,953
23	298,082	299,212	300,344	301,475	302,608	303,741	304,874	306,008	307,143	308,278	309,413	310,550
24	311,686	312,825	313,964	315,104	316,244	317,385	318,526	319,668	320,810	321,953	323,097	324,241
25	325,386	326,532	327,680	328,827	329,975	331,124	332,273	333,423	334,574	335,725	336,876	338,029
26	339,181	340,336	341,491	342,647	343,803	344,960	346,117	347,275	348,434	349,593	350,752	351,913
27	353,073	354,236	355,399	356,563	357,727	358,893	360,058	361,224	362,391	363,558	364,725	365,894
28	367,063	368,233	369,405	370,577	371,749	372,923	374,096	375,270	376,445	377,620	378,796	379,973
29	381,150	382,329	383,509	384,689	385,869	387,051	388,233	389,415	390,598	391,782	392,966	394,151
30	395,336	396,523	397,711	398,899	400,088	401,278	402,468	403,659	404,850	406,042	407,234	408,427
31	409,621	410,816	412,013	413,209	414,407	415,605	416,803	418,002	419,202	420,402	421,603	422,804
32	424,006	425,210	426,415	427,620	428,825	430,032	431,239	432,446	433,654	434,863	436,072	437,282
33	438,492	439,704	440,917	442,131	443,345	444,560	445,775	446,991	448,208	449,425	450,642	451,860
34	453,079	454,300	455,522	456,744	457,966	459,190	460,414	461,638	462,863	464,088	465,314	466,541
35	467,768	468,998	470,228	471,459	472,690	473,922	475,154	476,387	477,621	478,855	480,089	481,325
36	482,560	483,798	485,038	486,277	487,517	488,757	489,998	491,240	492,482	493,725	494,968	496,212
37	497,456	498,703	499,951	501,199	502,447	503,696	504,946	506,196	507,447	508,699	509,950	511,203
38	512,456	513,712	514,968	516,225	517,482	518,740	519,998	521,257	522,517	523,777	525,038	526,299
39	527,561	528,825	530,091	531,356	532,622	533,889	535,156	536,424	537,693	538,962	540,231	541,501
40	542,772	544,045	545,319	546,593	547,868	549,144	550,420	551,697	552,974	554,252	555,530	556,810
41	558,089	559,371	560,654	561,937	563,221	564,506	565,791	567,077	568,363	569,650	570,937	572,225
42	573,513	574,804	576,097	577,389	578,682	579,976	581,269	582,564	583,859	585,155	586,451	587,748
43	589,046	590,346	591,647	592,948	594,250	595,553	596,856	598,160	599,464	600,769	602,074	603,380
44	604,687	605,996	607,306	608,617	609,928	611,240	612,552	613,865	615,178	616,492	617,806	619,122
45	620,437	621,756	623,075	624,395	625,715	627,036	628,358	629,680	631,002	632,325	633,649	634,974
46	636,298	637,626	638,955	640,284	641,613	642,944	644,274	645,605	646,937	648,270	649,602	650,936
47	652,270	653,607	654,945	656,283	657,622	658,962	660,302	661,642	662,984	664,325	665,667	667,011
48	668,354	669,700	671,048	672,395	673,743	675,093	676,442	677,792	679,142	680,493	681,845	683,197
49	684,550	685,906	687,263	688,620	689,977	691,336	692,695	694,054	695,414	696,775	698,136	699,498
50	700,860	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 経済情勢または引受保険会社の配当率の変動等により、給付金額表が改定されることがあります。あらかじめご了承ください。

年金月額表 加入口数1口(1,000円)あたり

別表2

縦列にて加入年数、横列にて加入月数を確認し、交差した枠が年金月額となります。
 なお、年金月額10,000円以下の場合は取扱いできません。

加入期間

年数\月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10	1,047	1,056	1,065	1,074	1,083	1,092	1,101	1,110	1,119	1,129	1,138	1,147
11	1,156	1,165	1,174	1,183	1,192	1,201	1,210	1,220	1,229	1,238	1,247	1,256
12	1,265	1,274	1,284	1,293	1,302	1,311	1,320	1,330	1,339	1,348	1,357	1,366
13	1,376	1,385	1,394	1,403	1,413	1,422	1,431	1,440	1,450	1,459	1,468	1,477
14	1,487	1,496	1,505	1,514	1,524	1,533	1,542	1,552	1,561	1,570	1,580	1,589
15	1,598	1,608	1,617	1,626	1,636	1,645	1,655	1,664	1,673	1,683	1,692	1,702
16	1,711	1,720	1,730	1,739	1,749	1,758	1,768	1,777	1,787	1,796	1,805	1,815
17	1,824	1,834	1,843	1,853	1,862	1,872	1,881	1,891	1,900	1,910	1,919	1,929
18	1,939	1,948	1,958	1,967	1,977	1,986	1,996	2,006	2,015	2,025	2,034	2,044
19	2,054	2,063	2,073	2,082	2,092	2,102	2,111	2,121	2,131	2,140	2,150	2,160
20	2,169	2,179	2,189	2,198	2,208	2,218	2,227	2,237	2,247	2,257	2,266	2,276
21	2,286	2,296	2,305	2,315	2,325	2,335	2,344	2,354	2,364	2,374	2,384	2,393
22	2,403	2,413	2,423	2,433	2,443	2,452	2,462	2,472	2,482	2,492	2,502	2,512
23	2,522	2,531	2,541	2,551	2,561	2,571	2,581	2,591	2,601	2,611	2,621	2,631
24	2,641	2,651	2,660	2,670	2,680	2,690	2,700	2,710	2,720	2,730	2,740	2,750
25	2,760	2,770	2,781	2,791	2,801	2,811	2,821	2,831	2,841	2,851	2,861	2,871
26	2,881	2,891	2,901	2,911	2,922	2,932	2,942	2,952	2,962	2,972	2,982	2,993
27	3,003	3,013	3,023	3,033	3,043	3,054	3,064	3,074	3,084	3,094	3,105	3,115
28	3,125	3,135	3,146	3,156	3,166	3,176	3,187	3,197	3,207	3,218	3,228	3,238
29	3,248	3,259	3,269	3,279	3,290	3,300	3,310	3,321	3,331	3,341	3,352	3,362
30	3,373	3,383	3,393	3,404	3,414	3,425	3,435	3,445	3,456	3,466	3,477	3,487
31	3,498	3,508	3,519	3,529	3,539	3,550	3,560	3,571	3,581	3,592	3,602	3,613
32	3,623	3,634	3,645	3,655	3,666	3,676	3,687	3,697	3,708	3,718	3,729	3,740
33	3,750	3,761	3,771	3,782	3,793	3,803	3,814	3,825	3,835	3,846	3,857	3,867
34	3,878	3,889	3,899	3,910	3,921	3,931	3,942	3,953	3,964	3,974	3,985	3,996
35	4,006	4,017	4,028	4,039	4,050	4,060	4,071	4,082	4,093	4,103	4,114	4,125
36	4,136	4,147	4,158	4,168	4,179	4,190	4,201	4,212	4,223	4,234	4,244	4,255
37	4,266	4,277	4,288	4,299	4,310	4,321	4,332	4,343	4,354	4,365	4,376	4,387
38	4,397	4,408	4,419	4,430	4,441	4,452	4,463	4,475	4,486	4,497	4,508	4,519
39	4,530	4,541	4,552	4,563	4,574	4,585	4,596	4,607	4,618	4,629	4,641	4,652
40	4,663	4,674	4,685	4,696	4,707	4,719	4,730	4,741	4,752	4,763	4,774	4,786
41	4,797	4,808	4,819	4,831	4,842	4,853	4,864	4,875	4,887	4,898	4,909	4,921
42	4,932	4,943	4,954	4,966	4,977	4,988	5,000	5,011	5,022	5,034	5,045	5,056
43	5,068	5,079	5,090	5,102	5,113	5,125	5,136	5,147	5,159	5,170	5,182	5,193
44	5,205	5,216	5,228	5,239	5,250	5,262	5,273	5,285	5,296	5,308	5,319	5,331
45	5,342	5,354	5,366	5,377	5,389	5,400	5,412	5,423	5,435	5,446	5,458	5,470
46	5,481	5,493	5,504	5,516	5,528	5,539	5,551	5,563	5,574	5,586	5,598	5,609
47	5,621	5,633	5,644	5,656	5,668	5,680	5,691	5,703	5,715	5,726	5,738	5,750
48	5,762	5,774	5,785	5,797	5,809	5,821	5,833	5,844	5,856	5,868	5,880	5,892
49	5,903	5,915	5,927	5,939	5,951	5,963	5,975	5,987	5,999	6,010	6,022	6,034
50	6,046	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 経済情勢または引受保険会社の配当率の変動等により、年金月額表が改定されることがあります。あらかじめご了承ください。

過去勤務一括掛金額および引継退職給付金額

給付金額表は1,000,000 円あたり

(単位：円)

基本掛金払込年数	第9条、第11条、第18条 に定める金額
1	993,909
2	1,000,866
3	1,007,872
4	1,014,927
5	1,022,032
6	1,029,186
7	1,036,390
8	1,043,645
9	1,050,950
10	1,058,307
11	1,065,715
12	1,073,175
13	1,080,687
14	1,088,252
15	1,095,870
16	1,103,541
17	1,111,266
18	1,119,045
19	1,126,878
20	1,134,766
21	1,142,710
22	1,150,708
23	1,158,763
24	1,166,875
25	1,175,043
26	1,183,268
27	1,191,551
28	1,199,892
29	1,208,291
30	1,216,749
31	1,225,267
32	1,233,843
33	1,242,480
34	1,251,178
35	1,259,936
36	1,268,755
37	1,277,637
38	1,286,580
39	1,295,586
40	1,304,655
41	1,313,788
42	1,322,984
43	1,332,245
44	1,341,571
45	1,350,962
46	1,360,419
47	1,369,942
48	1,379,531
49	1,389,188
50	1,398,912